

## 第2回千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会 結果概要

1 日時 令和3年10月29日（金）午前10時00分～11時30分

2 場所 ホテルプラザ菜の花 4階「楨」

3 出席委員 ※五十音順

伊東委員、大川委員、大橋委員、今野委員、澤田委員

4 議事概要

(1) 第一回会議における有識者からの意見に対する事務局の対応について

(2) (仮称)千葉県犯罪被害者等支援推進計画(骨子概要)について

資料1～4について事務局から説明し、その後各委員から意見をいただいた。

○大橋座長 今日の懇談会の中心は、委員の皆様の御意見を伺うところになるかと思っておりますので、前回、それから今日の事務局からの説明を受けて、委員の方々から御意見を十分いただければと思います。

そして、皆様からの御意見をいただいた後で、それに対して事務局から発言をしていただくような形とさせていただきたいと思っております。

○伊東委員 前回の懇談会の後、委員として、弁護士として、それから自分自身の遺族としての経験から、どういった計画があり得るべきかということを考えてきました。また、自分が所属している千葉県弁護士会のメンバーにも相談しながら、どういったことがあり得るだろうかということを検討してまいりました。色々内容はあるんですけども、最低限これは入れてほしいというものを取りまとめてみました。資料4を御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

この間、具体的にはどういったことを検討してきたかということなんですけれども、ただいま事務局からの説明にもありましたとおり、これまでの千葉県の特徴というものをより進化させていけないかということと、犯罪被害者の視点に立ったときに、どういったものを入れてほしいかといったところから考えてきました。

前者においては、千葉県の特徴として、司法分野の支援の充実というのがご

ざいますので、これをさらに進めて犯罪被害者等が司法により充実して取り組んでいけるようということを考えてまいりました。

また、やはり経済的な部分というのは無視できないんじゃないかというところもございまして、その辺の手当ても欲しいと考えてきました。

以上をまとめますと、資料4の第1、要望の趣旨にあるとおり、1点目として犯罪被害者等に対して実施する法律相談費用の助成、2点目として犯罪被害者等に対する見舞金の支給を考えてまいりました。

少し詳しくお話しをさせていただきたいと思います。1つ目の犯罪被害者等に対して実施する法律相談費用助成に関してですが、これについては資料4の第2の1にございます。(1)趣旨の欄にもありますとおり、法律専門家における支援を受ける場合であっても、費用負担を懸念して犯罪被害者等が法律相談を躊躇することがございまして、早期の適切な支援が受けられない懸念がございまして。

現状どうなっているかと申しますと、弁護士会はCVSやちさとと連携しておりまして、CVSやちさとにおいて法律相談が必要な場合、弁護士を派遣しております。この場合、性犯罪・性暴力に関しては、既にある施策の下、法律相談費用の助成が得られております。他方、性犯罪・性暴力以外の犯罪については、こういった制度はございません。どのように行っているかというと、一応有料を前提に法律相談を実施しております。ただ、特に初期の相談者の方々におかれましては、費用というところまで頭が至らないところもございまして、我々受け手の弁護士としても、犯罪被害者等の実情に照らして費用まで話ができるかということ、そうではないことも多うございまして、現状は法律相談費用を頂いていないところも多くございまして。

この点、留意していただきたいのが、弁護士側の視点ということを強調したいのではなくて、相談の中で話をしていると、犯罪被害者等からそもそも法律相談費用がどれぐらいかかるか大変不安だったというお声もいただいているところでして、場合によっては、それによって法律相談の時期が遅くなるだとか、あるいはそもそも法律相談をしないという選択をしている方もいらっしゃるんじゃないかということを大きく懸念しております。

千葉県は、残念ながら犯罪が多い県でございまして、法律相談の需要はございます。我々、CVS、ちさとと連携する中で、年間7、80件の数で対応をしているところです。御紹介のためにお話ししますと、相談内容としては、お

越しになる相談のタイミングによって、相談事項というのは変わってくるのですが、例えば犯罪被害初期の段階ですと、被害届を提出したいとか、それから告訴を提出したいといった相談。少し進んだ段階になりますと、示談交渉に関する対応、加害者側から示談の申入れがあった、あるいはこちらから積極的に示談をしたい、そういった対応。さらに進んで裁判になりますと、被害者参加をはじめとした公判活動に関する対応の相談が多くございます。さらには、社会的耳目を集める事件等に関しては、発生直後から県警等とも協力しながらマスコミ対応を行ったりもしております。

こういった実績がある中で、犯罪被害者等の法律相談費用に関する助成制度を設けて、我々としてさらに被害者のために対応していきたいと考えているところです。

この点、他の都道府県を見ますと、東京都と神奈川県は既に実施をしているところでございます。資料4の1ページ目、(2)に東京都における施策。2ページ目、(3)に神奈川県における施策。この点を概要として御紹介しておりますので、御参照いただければと思っております。

では、千葉県においてどのようにこの施策を入れていくべきかということも考えてまいりました。2ページ目、(4)千葉県において盛り込むべき具体的施策の欄を御覧ください。助成内容として考えてきた内容なんですけれども、殺人、傷害、性犯罪等の被害者及びその親族が被害後に直面する捜査手続や裁判手続等の法律問題について、無料で面接による弁護士の法律相談を受けることができることとした上で、被害者等に対する法律相談を実施した弁護士は、千葉県に対して、1件につき1万円を上限として、法律相談費用の助成金の申請を受けることができる、こういったことを考えてまいりました。

イメージのために、具体的スキームも考えてまいりました。例えば、次のようなスキームが考えられます。資料4の2ページ目のイのところです。

1つ目のスキームとして考えられるのは、現行の性犯罪・性暴力におけるスキームを利用するもの。具体的には、千葉県における現行の性犯罪・性暴力に関するワンストップ支援センター事業と同様に、相談を実施した弁護士に対してCVSが相談料を支払い、CVSが県に対して助成金を申請すると。要するに、CVS等を軸にしたスキームが考えられます。

2つ目のスキームとしては、相談を行った個々の弁護士が、直接千葉県に申請するスキームも考えられます。

もちろん、この2つのスキームは矛盾するものではないので、併用型といったものも考えられると思います。

ただ、具体的にどうするかということに関しては、県内の実情等も考慮して決めていくべきだと考えていますが、まず、出発として、犯罪被害者等が司法等において適切に支援を受けられるためには、入り口の法律相談を迅速かつ適切に受けられるよう、この点の助成制度を計画の中に盛り込んでもらいたい。計画の5年間において、それを実現していきたいということで考えております。

事前に考えてきた柱のもう一つとしては、見舞金支給に関するものです。資料4の3ページ目、2、犯罪被害者等に対する見舞金支給の欄を御覧ください。

これに関しては、当資料の2(1)の趣旨の欄にありますとおり、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図るためには見舞金の支給が必要だと考えております。犯罪被害者等に対する見舞金制度は、特化条例が存在する都県の多くの自治体で広く実施されておりまして、千葉県においても他の都県と遜色ない支援を実現するために、同制度を計画に盛り込むべきだと考えてまいりました。

他の都県の具体的な例を表にしてまとめてきましたので、この点はこの資料の中の3ページ目(2)を御覧いただければと思います。

では、千葉県ではどのような形で考えていくべきかということに関しては、資料の4ページ目、(3)千葉県において盛り込むべき具体的施策として、被害者死亡時に30万円から60万円程度の見舞金支給、医師の診断により療養期間1か月以上かつ入院3日以上等の要件で10万円から30万円程度の見舞金支給ということが考えられるのではないかとということを検討してまいりました。

ただし、この見舞金制度というのも、それぞれの自治体の事情等もございまずし、金額あるいはスキーム、例えば県自身ではなくて、市町村を通じた形での実現ということもあり得ると思いますので、見舞金に関しても少なくとも議論の俎上に乗せた上で、広く在り方について検討していければと思っております。

○大川委員 私は性暴力被害支援センターちさとの理事長をしておりますので、こちらの立場から言いますと、県の助成金で1回1万円を上限とした弁護士相談を受けることができ、多分、実際に使っている事例も毎年増えてきています。

CVSはその後裁判に持っていくために、裁判闘争といいますか、裁判に勝っていくために必要な相談を受けるということで、主にそちらに弁護士相談が

必要かなど。

ちさとの場合には、警察の方向には行きたくない人が多いかなど思っていました。必ずしも警察とか犯罪化するというだけではなくても、民間のレベルでの相談ということで、やはり専門的な御助言が大変大事だということを弁護士相談を受けてみて初めて分かりまして、被害者のために大変役に立っている施策だと思っております。

ただ、補助金は1回なのです。それ以後にも裁判に行く方も含めて、複数回の相談が必要な人は必ずおまして、自己負担が難しい方は弁護士会の中での助成も受けて安価にやっていただくということもありますが、できれば、1回に限らず、ニーズに合わせた弁護士相談という枠も増やしていただけたらと思っております。

性犯罪・性暴力被害者支援の予算が、ほかの支援に比べると1桁多いので、とてもたくさん予算を組んでいるように感じますけれども、CVSとちさとと合わせて2千5百万円ということで、県の事業としてはそれほど金額的に大きな事業ではないかなと思います。

この犯罪被害者支援事業の中で、性暴力・性犯罪被害者支援を大変重点的にやっけていただいているし、県の方の説明を聞きますと、この部分については、ほかの県に比べて決して見劣りしないものだと聞いておりますけれども、ただいま説明したように弁護士相談も1回という制限がございます。

心理相談についても枠がありまして、3回までということでもあります。心理療法の方からは、3回ぐらいで終わる人はほとんどいないので、かえって無いほうがましなぐらいだと言われました。中には、あとは自費になりますよということでスタートする方もいますけれども、10回まで補助金を得られるという県も幾つかありますので、もう少し心理療法の必要性を考えてくださってもいいのではないかと思います。

ちさとの活動は、この重点項目の⑤番目に性犯罪・性暴力被害の潜在化防止、手厚い支援の実施というところになるわけですがけれども、特に犯罪を受けた後なるべく早い時期の支援がPTSD化を防ぐということは実証されています。例えば被害を受けた人がPTSDになったりしますと、一生働けないし、精神科の患者さんになるというようなこともあって、公的資金が大変必要になります。これを防ぐということは、随分効率のいい財政投与だと思いますので、民間団体の補助金事業としても、もっと充実させていただきたいと思っていま

す。

もう一つ、具体的に補助金を増やしていただきたい項目に事務的作業もごさいます。私どもは県の税金と内閣府からの交付金という、あくまでも税金から補助金を頂いているので、きちんとした実績の報告を出さなければならないんです。私どもの今の民間団体の人材のレベルからいいますと、この報告を出すことが本当に一仕事でございまして、いつもそれが遅れて、担当の方たちに御迷惑、御心配をおかけしていますけれども、こういう充実した事業をやるには、しっかりとした事務作業をする担当者がいるということが、どうしても必要だと思います。しっかりとした事務員を1人常勤で抱えるくらいの補助金をぜひ実現させていただき、この事業を安定化させていきたいなと思っております。

犯罪の被害者の数の資料を出していただきましたけれども、犯罪数がむしろ減っているというグラフもありますし、性犯罪に関しても、決して増えているという感じではありません。けれどもこれはあくまでも警察での認知件数でありますので、特に性暴力・性犯罪に関しては、潜在化しているものが非常に多いということが分かっております。そういう人たちを発掘していくことも、被害者のPTSD化を防ぐことにもつながっていきますし、ちさとで支援した被害者さんの数は、毎年増えてきていますので、これまでだったら潜在化する人を発掘していくということにもなっていると思います。そのための組織としてもっとしっかりとしたものをつくっていききたいと思っております。

そこで、もう一つ、この重点課題・取組というところに戻って、前回のことから見直してみますと、これは私が発言したのではないんですけれども、1番に迅速な支援というところがございまして。迅速な支援というのは非常に必要なことでして、性暴力被害者支援の場合にはワンストップ支援センターといいまして、そこに被害者さんが来れば、1か所で医療支援、心理的な支援、法律支援などが得られるというものなんですね。犯罪被害の場合にも、基本的にはそういう考え方が必要で、迅速というのはそういうことの一つの条件だと思いますし、それを重点項目に挙げてくださったのは大変うれしいことですけれども、CVSにコーディネーターが1人いるというような対応では十分ではないと思うんですね。迅速という意味でも、CVSはウィークデーの昼間しかやっていませんから、常に迅速対応にはなりません。CVSの仕事全体が昼間というのは、それはいいかもしれませんが、一部でも24時間対応するというふうな活動が入っていくこと、それからコーディネーターも被害者さんのお宅に出

かけていって支援をするということも含めると、とても1人では足りないと思います。どういうことを実際にコーディネーターが担うかということも、まだ具体的な考え方がまとまっていないのだと思いますので、実際にどういう仕事が必要で、どのくらいの人数が必要なのかとか、ただコーディネーターを置くだけではなく、そこからスタートした迅速化、ワンストップ化ということを考えて配置していただきたいと思います。

⑤番の性犯罪のところに戻りますと、先ほど申し上げた事務員のことはさておき、コアの仕事である「支援員」という有志の方たちがやっている仕事は、とてもそれだけでは暮らしていけないような謝金対応という形でやっているわけです。人材を確保するため、独自の人材育成もやっており、補助金制度の中で資格を取るための講習を受けるコストも出させていただくようになってきて、少しずつそれは改善してきているとは思いますが、それにしても、やはり人材が足りません。ちさとがどのように対応しているかといいますと、朝の9時から夜の9時までは直接対応ができますけれども、それ以降の夜間や土日祝日に関しましては緊急の支援だけを受ける体制で、当番が電話対応するという綱渡りのようなことをやっているわけです。内閣府が提唱しているワンストップ支援センター、性犯罪・性暴力に対する対応をなるべく迅速にということでは、例えば全国共通ダイヤルがあります。ここに電話をかけると各地域のワンストップ支援センターにつながるというシステムがありまして、色々なところでこの番号が宣伝されております。でも、そういう番号をつくってくださることは、もちろんいいことなんですけれども、それを受けるインフラのほうは全くまだ用意できていない。ただただ負担だけが増えてしまう。例えば、CVSがこの電話を受けますけれども、昼間だけしか受けられません。こういう制度を公にして、いつでもつながるシステムをつくるのであれば、それに見合うようなシステムをもっと充実した形で、一緒に考えてやっていただきたいなと思います。こういう電話を各ワンストップ支援センターで受けるからには、夜間にも必ずある場所に当直対応ができる人がいて、それも1人ではなく2人はいて、そしていつでも受けられることが必要であって、そうしますと、多分今頂いている補助金のもしかしたら倍ぐらいになってしまうかもしれないと思っていますので、それぐらいの大きなことを考えていただきたいと思っています。

それから、そこに書いてあります性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化ですけれども、女性だけではなく、外国人、障害者、男性、セクシュアルマイ

ノリティなど、誰もが相談しやすい体制ということですが、実はちさとでは対応できていませんで、今、性暴力被害者支援は女性だけです。子供（男の子）に対応したことがあります。元々「ちさと」は女性被害者支援を前提に出発し、支援員も医師もスタッフは全て女性を揃えております。ですから考え方としては多様な被害者を対象に、とは思っていますけれども、ただ守備範囲を広げるといふより根本からシステムを変える必要があります。この点を考慮して県からも御支援をいただきたいと思っております。

けれども、この前私が発言したのは、それだけではなくて、特に私が最近考えるのは外国人ですね。外国人もセクシュアルマイノリティも、性暴力だけではなくて、暴力を受けやすい立場にいると思います。そういう人たちを支援するために色々な窓口を用意してございますと前回御返事をいただきましたが、やはり外国人は暴力に対して非常に脆弱だというのは、オーバーステイであるとなると、その人が受けている暴力ですとかストーカーの事例ですとか、そういうことを抜きにして入管システムのほうに入れられてしまう。そうして亡くなられた方もいるということをご存知なわけで、報道はそのことをとても頑張ってくださいと思っていますけれども、やはり被害支援をしたときに、男性も女性も、そして外国人もLGBTの人もやはり命が大事で、たらい回しのような窓口ではなくて、人権を主軸に置いた支援ができるように、この施策が機能してほしい。支援する側の人たちがよく分かって、例えば法律的にもどういうことを適用したらその人が救えるのかというようなことも含めて真剣に考えて、そういう部署をつくっていただきたいし、人権教育を被害者支援に当たる人たちに対してやっていただきたいなと思っております。

○今野委員 私は、普段、性暴力被害者の方にお会いして、その心理療法などをしております。その観点から少しお話しさせていただければと思います。

特に性暴力被害者の方というのは、すぐに回復する方ももちろんいらっしゃるんですけども、多くの方がPTSDになるということがございます。PTSDは実際にきちんとした治療を受ければ治るものです。その辺はPTSDの治療法が確立しておりまして、アメリカでも日本でもエビデンスがあるものがございます。

私がお会いする方は、そういう心理療法、トラウマに特化した認知行動療法になるんですけども、PEとかCPTとかというものがございまして、そちらをやって回復されている方が本当に多いです。



ただ、その心理療法には期間と料金がかかります。例えば民間の医療機関では、保険点数が取れるPE療法もあるんですけども、医療機関でPEをやるかという、1回90分ぐらいかかるものを10回から15回やらなきゃいけないので、そうなるかというのをやってくれるというのはまずまれですね。保険点数もそれほど多くはないので、そうなるか例えばクリニックで別料金で自費負担でやるみたいなどころはありまして、その金額を見ますと1回1万5千円とか、そういう金額になってきています。

やはり専門家が少ないというのがありますし、すごく専門的な治療になりますので、かなり料金が高くなってしまふのは仕方ないかなとは思いますが、やはりその治療を受けられるとよくなるのであれば、その治療に対しての補助金が出るかというかなと思っております。

そういう医療機関や相談機関との連携もまた必要になるかなと思えます。多分、ちさとさんにいらした方がカウンセリングを3回やったけれども、この後もPTSDで治療したいとおっしゃったときに、そういうところを紹介できるところが幾つかあって、そちらで心理療法をやってもらう。そのときに、そこに助成金が出るので、その辺は事務的にはどうなるか分かりませんが、ちさとさんのほうで証明してあげるとか、こういう人が心理療法を受けますというのを千葉県に報告していただくとか、ちさとさんを通して紹介された方には助成金が出るというような仕組みというのもいいんじゃないかなと思えます。

今、東京都ではそれをやっております、心理療法を10回から15回でやると、やっぱりかなりの金額になるんですけども、その部分を東京都は10万円までお1人に対して助成が出ています。その金額は、御本人に渡るのではなくて、やっている機関に対して東京都から支払われるというような仕組みにはなっています。

そうすると、1回1万円ぐらいのところ10回とか15回とかやってやったときに、賄えない分を御本人に負担していただくということになれば、そんなに御負担は多くないと思えます。

実際に、私が勤務しています武蔵野大学の認知行動療法研究所では、そういう治療をしております。

民間のところでも、1万5千円で10回15万円だとしたら、5万円の負担で済むとか、そういうこともありますし、もし財源が潤沢であれば全額補助ということもしていただけると本当はいいのかなと思っております。

あと、要望書のほう、すごくいいなと思ったんですけども、他県では見舞金については障害の程度というところで、東京都だと1か月以上の治療で2回以上の入院というのを障害にしているかなと思うんですけども、ほかのところでは、精神的な疾病は3日以上のお務不能とか、そういうこともあって、見舞金の出す条件も少し検討していただくといいかなと思いました。特に、精神疾患になった場合、入院というのはあまりないかなと。自殺企図だったりとかではそういう場合もありますけれども、お務不能というのはすごくありますので、そういうところをみることもしていただくといいのかなと思いました。

カウンセリングについては、色々なところで無料だったりとか、公費負担もあるということなんですけれども、カウンセリングをさらに進めた治療、心理療法というのが本当に大事だなと思いますので、今後そういう治療の助成と、あと治療する機関との連携ということも盛り込んでいただけるとありがたいなと思っております。

○澤田委員 計画期間の5年というのは妥当だと思います。それから、必要に応じて見直すという文言が入っていることは特に大事かなと思います。これから5年の間に何が起こるか分からない時代なので、必要に応じてというのは、入っていてとても良かったと思います。

刑法犯認知件数が減ったことは、関係者の皆様の御努力があつてのことだと思いますが、その少ない中でも被害に遭ってしまうと、本当に人生をも変えられるようなことなので、大変な時代に支援を考えることは特に大事だと思います。

人口減少もある、地域の形も変わってきている、そして家族の形も変わってきている中で、万が一犯罪被害や事故に遭ってしまうと、家族だけではとてもじゃないけど立ち直れないのは目に見えています。そのため、より細かい計画づくりが特に必要だと私は遺族になってみて感じます。

私は犯罪に遭って3週間ほどで弁護士さんにつながりました。それは息子が高校時代にお世話になった部活の顧問の先生から、弁護士さんと早く連絡を取ったほうがいいというお電話をいただきました。それまでそんなこと、犯罪に遭った身であっても考えもつかなかったんですね。警察への対応、それから葬儀の準備、そういうことで、もう絶望感が増えていく中で、対応することがたくさんあって、自分たちが犯罪被害者であつて、それがその後、裁判に向かうとか、そういったことが考えられなかったので、その先生からの電話は、今に

至るまで、被害者にとって前に進むきっかけにもなるような本当に大きなことでした。その先生から電話をいただくまで自分から何をしてもらいたいというのを考えつかなかったので、声をかけてもらいたいんですね。たまたま先生からの電話があったから弁護士さんにつながり、被害者参加に精通しておられた弁護士さんだったからこそ裁判にも参加できた。被害者であるけれども恵まれたというか、被害直後からの支援として、そういう声かけがあって今に至っており、自分たち家族にとって救われたなど、大変ありがたく思っています。

犯罪というのは、いつどこで誰が遭うかも分からない。これが一番の問題で、だからこそ条例で、そしてすぐに支援につながる細かいものが出来上がることが大切だなどと思います。

コーディネーターの充実について、私は前回、コーディネーターの方に声をかけてもらいたいと発言しましたがけれども、コーディネーターの方は県警やCVSとつながって、いろんなことに対応する方なので、コーディネーターの方から市町村の犯罪被害者支援窓口の方とつながって、より早く被害者のお宅に連絡が取れるような、そういうことも含めてコーディネーターは重要だなど思っています。

次に、ワンストップ支援については、性犯罪・性暴力の方がより必要であるということは分かっておりますが、そのほかの犯罪被害にとっても、窓口であっち行ってください、こっち行ってくださいというのは、被害を受けた後、色々なことを考えられない中で難しいことなんです。そのため、性犯罪・性暴力以外の犯罪においても、ワンストップ支援の充実はお願いしたいところです。

あとは、事業者に対しての広報啓発ですが、今は事業者にとっても大変なときで、こういう犯罪被害者等支援関係の話を持っていくのも難しいかなと思いますが、働いている方は家計を担う方が多く、一たび犯罪に遭うと仕事を続けていけないという状況になる方が多いと思いますので、事業主への広報啓発は大事なことはないかなと思います。事業者の方々が、こういう話を受けて、うちに帰って、犯罪被害に遭わないようにとか、そういったことを話せば家庭内でも広まるし、社会にも広がっていくと考えられますので、既に広報啓発はされているとは思いますが、さらに力を入れてほしいと思っています。

それから、市町村について、配布資料にもあったように思いますが、既存の住民サービスを活用して、犯罪被害に遭われた方々に対して実施できるサービスをさらに検討してほしいなと思います。改めて色々なことを考えるのはなか

なか難しいと思うので、既にあるものをさらに充実させて、犯罪に遭ってしまった方一人ひとりに合った支援ができるように、市町村への働きかけをぜひお願いしたいと思っています。

○大橋座長 今日、堤委員は御欠席ですので、事務局経由で堤委員からの御意見を頂いているとのことですので、事務局からお願いいたします。

○事務局 堤委員からの意見を預かっておりますので、読み上げさせていただきます。

資料を確認しましたところ、前回の懇談会で私の幾つかの意見について、御対応いただいております、感謝申し上げます。特に、前回の懇談会で、市町村への一層の助言、情報提供をお願いしたところ、市町村に対する情報提供等の支援の充実を重点的な取組の一つに取り上げていただいたところです。市町村に関係する立場の委員として、現在策定中の支援計画には期待したいと思います。

前回も申しあげましたように、県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の充実、支援の実施は非常に重要と考えます。

そこで意見ですが、犯罪被害者等支援には市町村が果たす役割は重要なので、今般の計画の策定に際しては、市町村の被害者支援等の施策が少しでも進展するように、県からの支援について御配慮をお願いします。

というような意見をお預かりしております。

○大橋座長 今回、6つの重点課題・取組ということで、前回の懇談会が生かされて、かなりよくまとまってきたんじゃないかなと思います。その中で特に、今日は上の①、②、③について少し御意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、①の迅速な支援ということで、今回の支援体制を見ても、今まで以上にこの犯罪被害者支援コーディネーターの役割が大きくなるかと思えます。この方が支援主体間のコーディネートとか個別事案に対する調整とか、市町村等からの質問、回答等ということで、これができる人がどのぐらいいるんだろうということで、やっぱりその③のところの人材確保ということと関係するんですけども、この犯罪被害者支援コーディネーターの能力にかなり依存するところが出てくると思いますので、どういう人を配置していくのか、この方が県とか、検察庁とか、弁護士会とか色々なところとコーディネートをするとなると、かなり力量が必要になるかと思えますので、書く分には簡単なんですけれども、この犯罪被害者支援コーディネーター、この人材をどう選び、あるいは

養成していくのかという、この点がこの①のところの重点課題を達成するためには必要なのかなと思います。

CVSとしては、コーディネーターを県がCVSに配置するとなっていますので、こういう方がいらっしゃると、センターの活動も非常にうまくできるのではないかと思いますので、この点について、まさに重点的な取組になっていますので、ここをうまく機能させていくということを、さらに考えていただければと思います。

次に、②番目のところで、今、堤委員からもありましたように、市町村との関係ということで、ちょっとやっぱり今まで弱かったところは、どうしても県とか民間団体が中心になっています。市町村が熱心なところは熱心なんですけれども、市町村によっては大きな事件がここ何十年も起こっていなかったところもあるかと思えますので、そういうところで一旦大きな犯罪が起こると、うまく対応できないということがあります。情報提供というのは、例えば県とか県警とかから流すだけになってしまうと、実際に市町村がうまく動けない可能性がありますので、もう少し市町村を巻き込む仕組みというか、何か能動的に市町村が機能できるような仕組みになるようにしてもらえるといいのかなと。先ほど澤田委員が既存のサービスの活用を言いましたけれども、緊急事態が起きたときに既存のサービスを活用できるようにする。例えば、住居の問題があれば、県の住宅だけでなく市営住宅だってありますし、緊急の融資とか、色々あると思うので、こういうものがうまく活用できるように、つまり市町村がもう少し能動的に活動できるようにするというのを、この②の中の重点的な取組として入れたほうがよい。千葉県全体で犯罪被害者を支援していくというふうに考えたときに、サービスって一番最後のところが大切で、やっぱり市町村だと思いますので、そういった意味で市町村を巻き込む、能動的に何か動いていけるようなことが少し取組の中にも入るといいのかなと思いました。

3番目に、この③の民間支援団体の安定的な犯罪被害者支援の実施については、やっぱりこういう活動をしていく際には、補助金とか助成金が必要かと思うんですけれども、例えば、今CVSの活動を見ていくと、県からの業務委託のような形で仕事を行っているところがありますので、業務委託の充実を図っていただけると、まさにここに書いてある「安定的な」というところが実施できるのかなというふうに思っています。それが、また人材の確保にもつながってくるのかなと。委託業務での活動がずっと続いていくことがはっきりすれば、

そこに人材を確保していくこともできますので、そういったことも考えていただければなというふうに思います。

私は、この6点の重点的な取組はいずれも大事だと思いますし、今回、これを中心にして、今日も出てきたような色々な点をさらに加味していただければなというふうに思います。

○事務局 委員の皆様、本当に貴重な御意見、御指摘を賜りまして本当にありがとうございます。事務局といたしましては、ただいま皆様から頂戴いたしました御意見等を持ち帰りまして、対応を検討させていただきまして、必要に応じまして、県警をはじめ関係部局とも協議させていただきます。

そして、これらを踏まえた上で、計画案を作成しまして、次回の懇談会で提示できるよう、作業を進めてまいりたいと思いますので、今後とも御協力、御支援、よろしくお願い申し上げます。

○今野委員 既になされているとは思うんですけれども、千葉県で職員の方、警察の方への研修の充実はされているかなと思うんですけれども、そこで、被害者の方がどういうふうに二次的被害に遭うかというところを理解していただきたいなと思います。

警察でこれを話して二次的被害を受けたから、もう裁判はしませんとかという方がすごく多いので、全員が理解を、というのは難しいのかもしれませんが、理解を広めていくのは、今後もやっていただければいいかなと思います。

被害に遭っただけでも大変なのに、その後の被害でまたさらに具合が悪くなっている方がいらっしゃるということを、ちょっとお伝えしたいなと思いました。

○事務局 ただいまの御意見につきましても合わせて加味させていただきたいと存じます。

○大橋座長 それでは、委員の皆様の御意見を踏まえまして、事務局には策定作業をさらに進めていただければと思います。